

神奈川県

# 無料相続相談会

遺言作成 成年後見 贈与 相続税対策

■上記以外のご相談もお受けしております!



相続のご相談は「なんでも・いつでも・何度でも」  
わたしたちにお任せください!

## 「生前対策 なぜ必要?」

相続発生時に残されたご家族のことを考えて生前対策をする人が増えています。平成28年度の公正証書遺言の作成件数は10万5,000件を超えています。これは財産を相続する際に、遺産分割協議で揉めたり、相続手続きの時間と労力をかけなくていいようにと、**残されたご家族を思いやる方が増えているということです。**わたしたちがご相談者様の「想い」を大切に残されたご家族が幸せになるようなお手伝いをさせていただきます。



開催期間



## 神奈川地区センター

10/13(金)	9:00~17:00	2F 小会議室
10/14(土)	9:00~12:00	2F 小会議室
	13:00~17:00	2F 中会議室

横浜市神奈川区神奈川本町8-1  
神奈川駅から徒歩10分

近隣に駐車場あり



会場に行くことができない、相談会期間の都合が合わないという方もご相談ください。ご相談者様に合わせて、出張相談や別日程での対応をさせていただきます。

## 司法書士齋藤と資産税担当吉野から 3 つのお約束

### 約束① 相談料完全無料

相談会当日のご相談は無料です。相続に関することは、お客様が納得いくまでご相談ください!

### 約束② 充実・万全のサポート体制

当事務所では、司法書士・税理士・弁護士・行政書士まで全ての専門家と提携しており、全ての相続のご相談にワンストップで対応いたします。

### 約束③ 他事務所でのご相談に満足していない方へ

他事務所でも納得のいくサービスを受けられなかった方もご相談ください。他事務所にはない相続問題の解決ノウハウやサービスで必ず満足のご対応をさせていただきます。

## 相談会でよくあるご相談・ご質問

### このようなお困りごとはありませんか?

- 遺言書の書き方がわからない
- 相続手続きのやり方がわからない
- 認知症など将来が心配
- 生前贈与の方法がわからない

### このような疑問はありませんか?

- 相続の準備でしておいた方がいいことってあるの?
- 相続税対策ってなにをすればいいの? どのような制度があるの?
- 家族信託ってどういうものなの?

⇒ 詳しくは裏面をご確認ください!

司法書士・行政書士事務所  
**リーガルエーステート**

司法書士 齋藤 竜 神奈川県司法書士会 第1462号  
簡裁訴訟代理関係業務認定番号 第501084号  
〒221-0822 神奈川県神奈川区西神奈川三丁目5-4  
TEL:045-620-2240 FAX:045-620-2241 URL:http://s-legalestate.com/

税理士法人  
**オフィスオハナ**

副所長・資産税担当 吉野 麻季  
〒256-0812 神奈川県小田原市国府津2329-5  
TEL:0465-49-6119 FAX:0465-49-9070 URL:http://office-ohana.jp

ご予約専用フリーダイヤル【電話受付時間】9:00~18:00 土日・祝日も受け付けております!

ご予約・ご相談専用番号  
**0120-85-0457**  
FreeDial

# 生前にできる相続対策ってなにがあるの？

## 遺言書の作成

相続発生時に遺言書がなかった場合は、相続人の話し合いによって遺産を分割することになります。うちの家族は仲がいいからと思っても、実際遺産分割が始まると揉めてしまい収集がつかなくなったというご相談は非常に多いです。仲のいいご家族の関係を壊してしまわないためにも、遺言書を作成しご家族の幸せを守ることが大切です。



## Q 自分で書いた遺言書ではだめなの？

**A** ご自身で作成された遺言書を自筆証書遺言と言います。この場合は書き方に誤りや漏れがあると遺言書の効力が無効になる可能性があります、注意が必要です。わたしたちは遺言書の内容が現実的に可能なものなのか、将来揉めることはないか遺言書の書き方だけでなく、内容についてもアドバイスをさせていただきます。



## 成年後見制度（任意後見）

将来、認知症などによって、ご自身での財産管理が難しくなってしまったような時、あなたの財産を管理して、生活を支えてくれる方をあらかじめ定めておくことができる制度です。元気なうちに将来を支えてくれる人をご自身で選んでおくことができます。



## Q 什么样的人を選んだほうがいいのか？

**A** 基本的にはご自身が自分の財産を信頼して任せられる人になりますので、やはりご親族を希望される方が多いです。しかしご親族がいなかったり、遠方に住んでいて、身近にはいないという方は司法書士などの専門家に任される方もいらっしゃいます。また財産を処分・使用する際には裁判所の許可が必要になることもありますので、ご親族の負担を考慮し、はじめから専門家に依頼された方がメリットが大きい場合もあります。わたしたちはご家族の状況やご相談者様のご要望に合わせてベストなご提案をさせていただきます。



## Q 最近よく聞く「家族信託」とはなにが違うの？ 注目情報!

**A** 家族信託は最近注目を浴びている制度で、家族信託と成年後見はどちらも財産を管理してもらうという点では同じです。成年後見と違う点は、例えば「認知症になってしまった場合、自宅を売却し施設費用に充ててほしい」「実家のリフォームが必要になれば財産を使ってほしい」など、特定の目的に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。家庭裁判所の関与がなく、あなたの財産管理をご家族に託すことができます。家族の誰と信託契約を結ぶのか、どのような内容の契約をしておけばいいのかなど、ご相談者様に合わせて一緒に内容を考えご提案をさせていただきます。

## 相続税シミュレーション

相続税対策はなにをすればいいの考える前に、まずは相続税シミュレーションをしてみましょう。あなたにはどういう財産があるのか、あなたの相続人はどれくらいの相続税を支払わなければならないのか、調査した結果をもとに、それぞれのご相談者様に合わせた相続税対策をご提案させていただきます。



## Q 相続税対策ってどういうものがあるの？

**A** 斎藤・吉野がおすすめする相続税対策

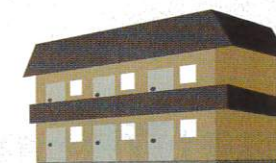
### おすすめ 贈与と相続時精算課税

贈与の目的（「結婚・子育て支援資金」・「住宅取得資金」・「教育資金」など）により、非課税となる金額が変わり、年間110万円～最大3,000万円が非課税で贈与をすることが可能になります。また相続時精算課税という制度もあり、贈与の時に累積で2,500万円までは非課税とし、相続発生時に残りの財産と併せて精算するという方法もあります。



### おすすめ 不動産の有効活用

空家を貸し出す、更地に建物を建てるなど、不動産の評価額を下げることも相続税対策として効果的です。また土地の形や、土地の周りの状況（大きな段差がある、隣にお墓がある等）などによって土地の評価額を下げる事ができ、相続税対策に繋げることができます。



上記以外にも相続税対策はたくさんあります。

**ご相談者様の財産やご家族の状況、ご希望に合わせて最適な相続税対策をご提案致します！**

相談会へご来場前の

## 疑問解消

### Q & A

**Q** 相続対策で何をやる必要があるのかわからないけど大丈夫？

**A** ご安心ください。しっかりと話を伺い、わかりやすくご説明いたします。

**Q** 資産がないと相談しても意味がないのではないのでしょうか？

**A** そんなことはありません。それぞれの資産額に合わせたご提案が可能です。



司法書士 斎藤 竜

ご予約専用フリーダイヤル【電話受付時間】9:00~18:00 土・日・祝日も対応しております



# 0120-85-0457